## 議案第61号資料

市長及び副市長の給与等に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改正後

行 現

(期末手当)

## 第5条 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項 後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退 職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在) において市長等が受けるべき給料の月額及びそ の月額に100分の20を乗じて得た額の合計 額に100分の225を乗じて得た額に、基準日 以前6筒月以内の期間におけるその者の在職期 間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定 める割合を乗じて得た額とする。

(1)  $\sim$  (4) 略

(期末手当)

#### 第5条 略

後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退 職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在) において市長等が受けるべき給料の月額及びそ の月額に100分の20を乗じて得た額の合計 額に100分の220を乗じて得た額に、基準日 以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期 間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定 める割合を乗じて得た額とする。

(1)  $\sim$  (4) 略

教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改正後

行

現

(期末手当)

(1)  $\sim$  (4) 略

### 第5条 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項 後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退 職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡し た日現在)において教育長が受けるべき給料の月 額及びその月額に100分の20を乗じて得た 額の合計額に100分の225を乗じて得た額 に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(期末手当)

# 第5条 略

後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退 職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡し た日現在)において教育長が受けるべき給料の月 額及びその月額に100分の20を乗じて得た 額の合計額に100分の220を乗じて得た額 に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略